

# 「多子世帯の大学無償化」について

令和7年度から始まった「多子世帯の大学無償化」は、授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度です。

多子世帯の対象となる方は、所得の制限なく、授業料等の減免を受けることができます(但し資産要件があります)。  
※多子世帯とは、「子ども」を同時に3人以上扶養している状態を指します

支援を受けるには申込が必要です。  
必ず期日までに申込を行ってください。

[募集要項はこちら](#)(9月17日公開予定)

申込をする前に制度の概要や支援の内容、申込要件について必ずご確認ください。

JASSOが公開している[「多子世帯に関する説明動画」](#)も併せてご確認ください。

# 目次

## 1. 申込要件

- (1)大学への入学時期等に関する要件
- (2)学業成績等に係る基準
- (3)資産基準
- (4)在留資格等に関する要件

## 2. 扶養している「子ども」の数について

- (1)「住民税情報における扶養親族の数」の確認方法
- (2)扶養している「子ども」の数について
- (3)住民税情報に反映されていなくても「子ども」の数に含まれるケース
- (4)特定親族に関する証明書類の提出が必要なケース

## 3. 授業料等減免額について

## 4. 第一種奨学金との併給調整について

## 5. 授業料減免のスケジュール

## 【1. 申込要件】

多子世帯に該当しても、その他の要件を満たしていない場合には支援を受けることができません。  
以下の要件を満たしているか必ずご確認ください。

### (1)大学への入学時期等に関する要件※詳細はこちら

①高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人※1

(例)2024年3月に高等学校を卒業→2027年3月31日までに大学へ入学した人

②高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含む)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

※1 「災害、傷病、その他のやむを得ない事由」により、卒業後2年以内に入学することが困難であったと認められる場合は、卒業後4年以内に大学に入学していれば支援の対象となることがあります。

\* 大学等を一旦退学した人が中央大学に再入学した場合は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から中央大学へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。

なお、以前に高等教育の修学支援新制度(JASSO給付奨学金・授業料等減免)の支援を受けていた場合は支援の対象にはなりません。

## (2)学業成績等に係る基準

### 《1年生》

次の①～④のいずれかに該当すること

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

### 《2年生～4年生》

次の①か②のいずれかに該当すること

- ①在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること
- ②次のa,bいずれにも該当すること
  - a.修得単位数が標準単位数※以上であること
  - b.学修計画書の提出を求め、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限(4年)×在学年数（小数点以下切上げ）

例)卒業必要単位数が130単位で、申請時4年生の場合(前年度までの成績での判定になります)

$$130 \div 4 \times 3 = 97.5 \rightarrow 98 \text{単位}$$

\*①または②を満たす場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には不採用となります。

\*標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合には、②bに該当することで基準を満たすことがあります。やむを得ない事由がある場合は、罹災証明・診断書等の第三者の証明書類を提出してください。ただし、証明書類を提出しても採用になるとは限りません。

### (3)資産基準

申込日時点の申込者本人と生計維持者の資産額の合計が**3億円未満**であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等)

- ※退職金も含まれます。

- ・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券や投資信託(株式、国債、社債、地方債等)

- ※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期・解約前掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

### (4)在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

外国籍の人で、以下の在留資格の方は申込ができます。

申込を行う際は、「在留資格」及び「在留期限(在留期間の満了日)」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を学校へ提出する必要があります。必要書類は募集要項をご確認ください。

- ・法定特別永住者

- ・永住者

- ・日本人の配偶者等

- ・永住者の配偶者等

- ・定住者

- ・家族滞在

上記以外の在留資格(「留学」等)は支給の対象となりません。

## 【2. 扶養している「子ども」の数について】

## (1)「住民税情報における扶養親族の数」の確認方法

JASSOでの家計審査や扶養状況の判定には「住民税情報」が使われます。

※原則として申込時点で確定している直近の年末時点(2026年秋の在学採用では2025年12月31日)における税情報で、JASSOが確認をします。

子どもを3人以上扶養していると思っても、住民税情報に反映されていないと「多子世帯」とは判定されません。

申込前に必ず子供を3人以上扶養しているか(住民税情報に反映されているか)確認をしてください。

※3人兄妹なのに申告漏れ等により扶養に入っていなかったという事例が多くあります

扶養親族数は「課税証明書」や「マイナポータル」で確認することができます

※令和8年度(令和7年度分)のものを確認してください。

マイナポータルで確認できる  
地方税情報  
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

扶養親族の数

「特定」

「16歳未満」

「その他」  
(又は「一般」)

課税証明書

個人住民税情報

～ 中 略 ～

| 扶養控除情報    |  |  |
|-----------|--|--|
| 一般        |  |  |
| 特定        |  |  |
| 老人        |  |  |
| 同居        |  |  |
| 16歳未満扶養者数 |  |  |

JASSOが生計維持者の住民税情報から取得する扶養親族の数は、「特定」「16歳未満」「その他」(又は「一般」)の数の合計となります。

## (2)扶養している「子ども」の数について

2(1)で確認した「住民税情報における扶養親族数」のうち、以下の方は「子ども」として申告できません。

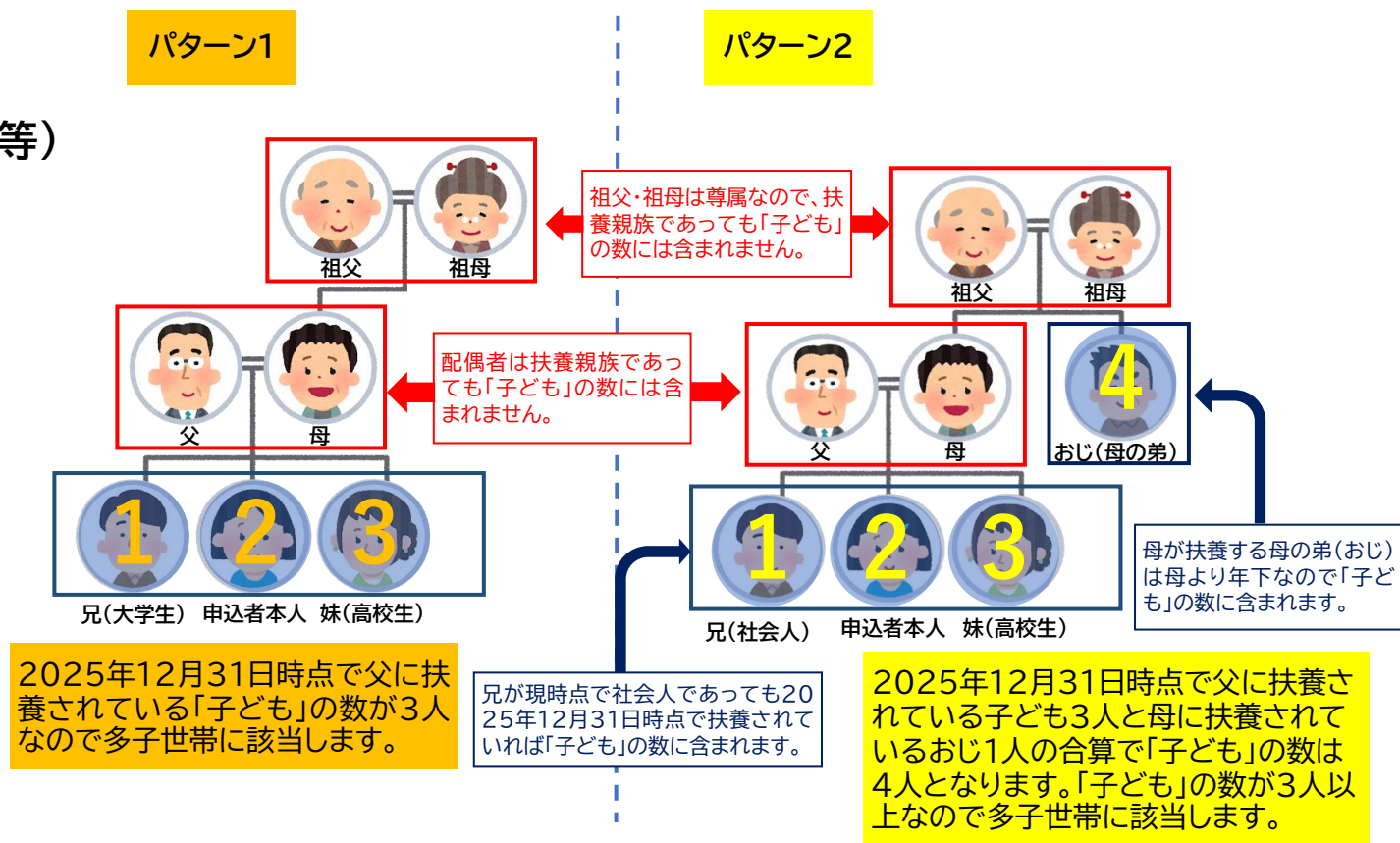
- ・配偶者
- ・尊属の人(申込者の祖父母)
- ・生計維持者よりも年上の人(生計維持者の兄・姉等)

※扶養する「子ども」の数が3人以上でも、  
申込者本人が扶養を外れている場合は  
申込することができません

詳細はJASSO公式HPからも確認できます👉

[〈JASSO公式HP 多子世帯支援について〉](#)

### 考え方の例



### (3)住民税情報に反映されていなくても「子ども」の数に含まれるケース

2025年12月31日における住民税情報に反映されていなくても、以下の(ア)～(エ)のケースに該当する場合は「子ども」の数として含まれます。  
なお、別途証明書類が必要となりますので、該当する場合には事前に大学に申し出てください。

(ア) 新たに生まれた生計維持者の実子

【対象期間】 2026年1月1日～2026年8月31日 に生まれた方に限ります。

〈証明書類〉 出生証明書、母子手帳、戸籍謄本 等

〈必要項目〉 子の出生日及び生計維持者の氏名

(イ) 生計維持者に委託された里子

【対象期間】 2026年1月1日～2026年8月31日 に委託された方に限ります。

〈証明書類〉 里親委託証明書 等

〈必要項目〉 委託開始日及び生計維持者の氏名

(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子

【対象期間】 2026年1月1日～2026年8月31日 に特別養子縁組した方に限ります。

〈証明書類〉 特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等

〈必要項目〉 縁組した日及び生計維持者の氏名

(エ) 生計維持者の死別・離婚等の事由が発生したことにより税情報には反映されていないが、生計維持者と生計を一にしていると認められる者

【対象期間】 2026年1月1日～2026年8月31日 に事由が発生したことにより該当する方に限ります。

〈証明書類〉 以下①～③全ての書類

①世帯全員の住民票写し

②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類

③児童手当額改定通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類

## (4)特定親族に関する証明書類の提出が必要なケース

令和7年度税制改正に伴い、下記に該当するきょうだいを「子ども」としてカウントできる場合があります。  
「子ども」としてカウントするには別途証明書類を提出し、申告が必要となりますので該当する場合には大学に申し出てください。

○2003年1月2日～2007年1月1日生まれで、  
2025年の給与収入が123万円超160万円以下  
(合計所得が58万円超95万円以下)

○2007年1月2日～2007年4月1日生まれで、  
2025年の給与収入が123万円超160万円以下  
(合計所得が58万円超95万円以下)

※この場合、税制上「特定親族」には該当しませんが、  
「子ども」としてカウントすることができます。

| 年齢・対応する<br>生年月日等<br><br>2025年の年収<br>(合計所得) | 学生世代(19歳～22歳)<br>(2003/1/2～2007/1/1生まれ) |        | 18歳早生まれ<br>(2007/1/2～2007/4/1生まれ) |        |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|
|                                            | 本人                                      | 本人以外   | 本人                                | 本人以外   |
| 123万円以下<br>(58万円以下)<br>〈扶養親族〉              | 別途申告不要                                  | 別途申告不要 | 別途申告不要                            | 別途申告不要 |
| 123万円超160万円以下<br>(58万円超95万円以下)             | 別途申告不要                                  | 別途申告必要 | 別途申告不要                            | 別途申告必要 |
| 160万円超<br>(95万円超)                          | (対象外)                                   | (対象外)  | (対象外)                             | (対象外)  |

### 〈必要書類〉

- ・【様式62】特定親族等に係る子ども(本人以外)の申告書(学校で受取ってください)
- ・「子ども」として申告する特定親族等の令和8(2026)年度課税証明書
- ・住民票の写し、戸籍謄本の写し等、当該特定親族等と生計維持者の関係が分かる公的証明書類

詳細は[JASSO公式HP](#)や、[YouTube動画](#)で確認してください。

### 【3. 授業料等減免額について】

多子世帯として採用されると以下の支援が受けられます。

・**授業料減免(前期35万円・後期35万円)**

※秋の二次採用で採用となった場合は**2026年度後期分からの減免となります。**  
**2026年度前期分は減免対象となりません。**

※秋の二次採用で採用となった場合、**新入生(4月入学者)の入学金減免はありません。**

\*上記の支援に加えて、世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に属する場合、それぞれの区分の従来の給付奨学金が支給されます(資産要件上限5,000万円未満)。

家計の判定はJASSO(日本学生支援機構)で行っています。  
 世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当するか否かは大学へお問い合わせいただいても回答できません。

JASSO(日本学生支援機構)のHPをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

給付額・授業料等減免額は右の表をご覧ください➡

| 区分（多子世帯）                          |     | 支援額              |                                     |
|-----------------------------------|-----|------------------|-------------------------------------|
|                                   |     | JASSO給付（月額）      | 授業料等減免                              |
| 第Ⅰ区分（多子世帯）                        | 自宅外 | 75,800           | 前期 350,000<br>後期 350,000<br>240,000 |
|                                   | 自宅  | 38,300<br>42,500 |                                     |
| 第Ⅱ区分（多子世帯）                        | 自宅外 | 50,600           | 前期 350,000<br>後期 350,000<br>240,000 |
|                                   | 自宅  | 25,600<br>28,400 |                                     |
| 第Ⅲ区分（多子世帯）                        | 自宅外 | 25,300           | 前期 350,000<br>後期 350,000<br>240,000 |
|                                   | 自宅  | 12,800<br>14,200 |                                     |
| 第Ⅳ区分（多子世帯）                        | 自宅外 | 19,000           | 前期 350,000<br>後期 350,000<br>240,000 |
|                                   | 自宅  | 9,600            |                                     |
| 区分外（多子世帯）                         | —   | —                | 前期 350,000<br>後期 350,000<br>240,000 |
|                                   | —   | —                |                                     |
| ※赤字…生活保護世帯                        |     |                  |                                     |
| ※青字…入学金（1年生前期のみ）                  |     |                  |                                     |
| ※「支援額」欄のうち、緑色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満 |     |                  |                                     |
| ※「支援額」欄のうち、黄色の欄は資産要件の上限額3億円未満     |     |                  |                                     |

## 【4. 第一種奨学金との併給調整について】

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)と第一種奨学金(無利子)に同時に採用になると、「併給調整」により第一種奨学金の支給額が減額されます。

併給調整後の金額は右の表をご確認ください➡

※多子世帯の支援を受ける場合も第一種奨学金が大幅に減額されるので注意が必要です。

なお、第二種奨学金(有利子)は併給調整はありません。  
併給調整によって貸与金額が足りない場合は第二種奨学金の申請をご検討ください。

### 給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与金額(併給調整)

#### ●1子・2子世帯

|                  | 給付奨学金(月額)          |        | 第一種奨学金(月額)                              |                         |
|------------------|--------------------|--------|-----------------------------------------|-------------------------|
|                  | 自宅通学               | 自宅外通学  | 自宅通学                                    | 自宅外通学                   |
| 第Ⅰ区分             | 38,300<br>(42,500) | 75,800 | 0                                       | 0                       |
| 第Ⅱ区分             | 25,600<br>(28,400) | 50,600 | 0                                       | 0                       |
| 第Ⅲ区分             | 12,800<br>(14,200) | 25,300 | 21,700<br>(20,000-30,300)               | 19,200                  |
| 第Ⅳ区分<br>(理工農系学部) | —                  | —      | 20,000・34,500<br>(20,000-30,000-44,500) | 20,000・30,000<br>44,500 |
| 区分外              | 不採用                | 不採用    | 希望している貸与月額                              |                         |

※生活保護世帯の月額は( )内の金額です。

#### ●多子世帯

|                | 給付奨学金(月額)          |        | 第一種奨学金(月額) |       |
|----------------|--------------------|--------|------------|-------|
|                | 自宅通学               | 自宅外通学  | 自宅通学       | 自宅外通学 |
| 第Ⅰ区分<br>(多子世帯) | 38,300<br>(42,500) | 75,800 | 0          | 0     |
| 第Ⅱ区分<br>(多子世帯) | 25,600<br>(28,400) | 50,600 | 0          | 0     |
| 第Ⅲ区分<br>(多子世帯) | 12,800<br>(14,200) | 25,300 | 0          | 0     |
| 第Ⅳ区分<br>(多子世帯) | 9,600<br>(10,700)  | 19,000 | 0          | 0     |
| 多子世帯           | —                  | —      | 0          | 5,600 |

※生活保護世帯の月額は( )内の金額です。

## 【5. 授業料減免のスケジュール】※スケジュールは状況によって変更になる場合があります。

※期限までに不備なく申込手続きを行い、12月に採用された場合は減免された振込用紙で納入が可能です。

申込時に不備があった場合や審査に時間がかかった場合には採否発表が1カ月以上遅れる場合もありますのでご注意ください。

先にお手元にある振込用紙(減免されていないもの)で学費を納入した場合は、後日経理課より減免額が返還されます。

### 【採否発表後のスケジュール(予定)】

